

都市計画税の見直し（案）について

1. 都市計画税の現状と課題

本市における都市計画税の税率については、昭和45年に室蘭圏都市計画として区域区分の指定を受け、その後、都市計画事業の財源確保のための目的税として、昭和52年に当時の制限税率であります0.2%を採用して創設されました。

その後、この税率は、昭和53年度税制改正により制限税率0.3%に引き上げられ、道内市の採用税率については、35市のうち30市が制限税率である0.3%を採用しており、近隣では、室蘭市が平成3年度から、登別市が平成8年度から0.3%に改正が行われましたが、本市では、現在まで税率0.2%での賦課が続いています。

しかしながら、限られた一般財源の中から高度成長期に建設された都市施設の老朽化に伴う2次改築に資する財源を確保するとともに、当該税を今後予定されている都市計画事業などの費用として、その事業の必要性や緊急性を考慮し、広くその都市施設インフラの受益者から長期的に共同で負担を求めるという観点から、都市整備に向けた財源としての当該税の在り方について検討を重ねてきたところであります。

今後見込まれる都市計画事業などの具体的な計画としては、駅南集会所整備を中心に一連の都市再生整備事業や竹原通と南大通などの街路事業、さらには火葬場整備事業とごみ処理施設整備事業といった大型事業の計画があり、下水道事業については伊達・有珠処理場統合など汚水処理の効率的な整備に向けた計画が進められています。

従って、人口減少社会を迎え、財政上の制約が強まっている中で、市街地のコンパクト化が課題となっていますことから、今後とも都市施設整備の重要性は変わっておらず、これからはより集中的に、より効率的に、これら都市計画事業などを実施していくことが求められているところであり、本市においても税率改正が必要と考えております。

2. 都市計画税の概要

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税であります。

都市計画税の課税根拠は、上記の都市計画事業などの実施に伴い、都市環境の改善や土地の利用状況の増進などを通じて、土地及び家屋について、一般的に利用価値が向上し、その所有者の利益が増大すると認められることから、その受益関係に着目して、特別の負担を求めて課されるものであります。

また都市計画税は法定任意税であり、地方税法において地域の実情に応じて都市計画税自体を課税するか否か、また、その税率を制限税率の範囲でどの程度に設定するかなどに関しては、地域特性や都市計画事業などの推移に応じて当該税の充当割合や財政状況などとの関連で市町村が自主的判断で条例に規定することとされています。

3. 都市計画税の見直し（案）

伊達市都市計画税条例を一部改正し、採用税率を0.3%へ引き上げる。

4. 都市計画税の増収見込額

税率改正に係る税収は、市街化区域において約7千5百万円増を見込みます。

（単位：千円）

	見直し前 A	見直し後 b	増収見込額 b - a
採用税率	0.20%	0.30%	
概算税収額	150,000	225,000	75,000

5. 施行日 平成30年1月1日（予定）

この都市計画税に係る見直しを進めるに当たり、伊達市都市計画税条例の一部改正が必要となるため、市議会での審議のほか、市民参加条例に基づくパブリックコメントを実施します。

6. 今後のスケジュール（予定）

年 月	項 目	摘 要
H29. 6	全員協議会	
H29. 7～8	市民参加の実施	パブリックコメント
H29. 9	市議会へ条例改正案提出	
H29. 10～12	事前の周知	広報紙ほか
H30. 1. 1	改正条例の施行	